

旭川市地域公共交通網形成計画の策定について

○地域公共交通網形成計画とは

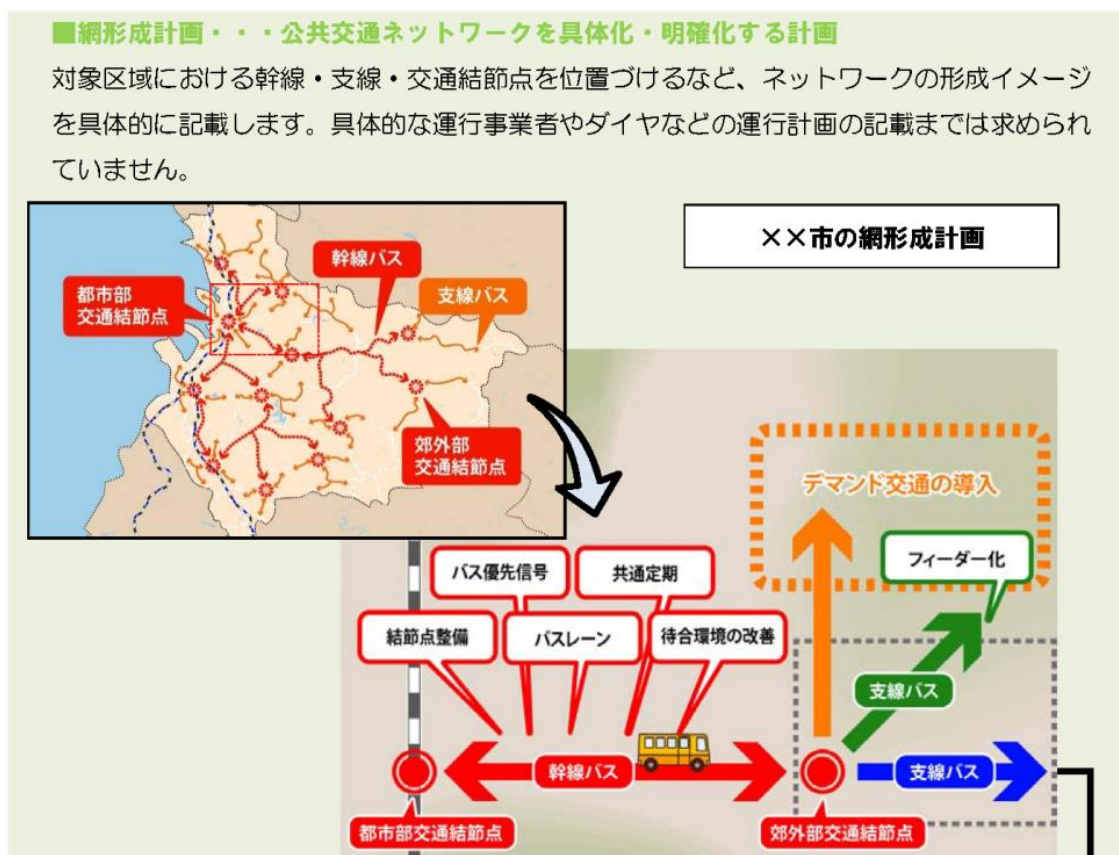
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画。
- ・地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにし、まちづくりなどの関係分野と連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業を検討。

○地域公共交通網形成計画の記載事項

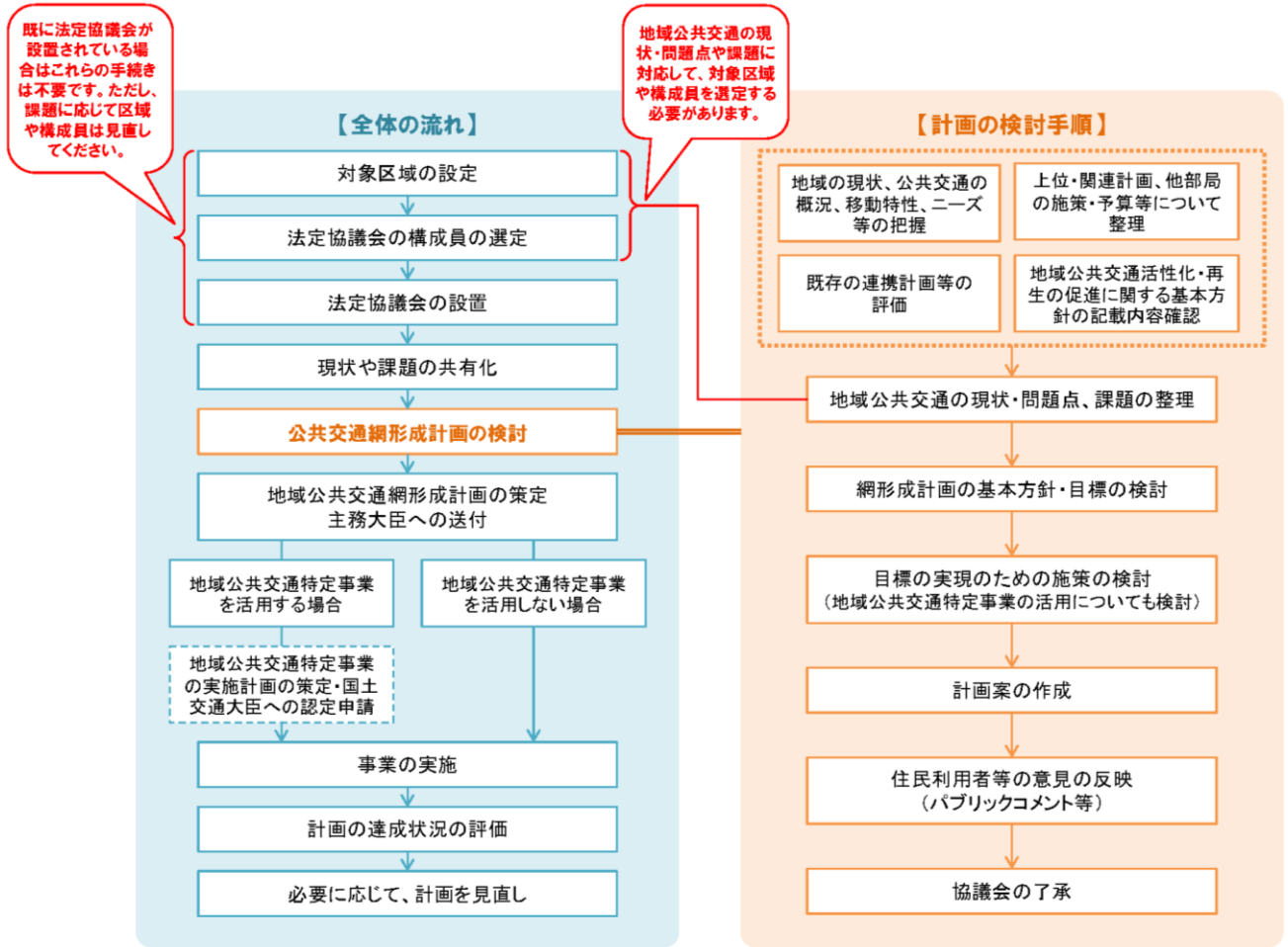
記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則5年程度だが、地域の実情に合わせて設定。

(国土交通省資料より)

▼網形成計画の記述内容イメージ (国土交通省資料より)



○計画策定の手順



※その他、地域まちづくり推進会議等を活用した意見交換会(10~11月を予定)、庁内連絡会議による調整を行います。

○計画策定までのスケジュール(予定)

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定支援業務委託プロポーザル審査	■										
策定支援業務委託契約			■								
本市の現状把握			■								
公共交通の現況把握			■								
公共交通の利用実態・ニーズ調査				■							
公共交通の問題点、課題の整理					■						
計画の方向性・事業案の検討					■						
地域公共交通形成計画(案)の策定						■					
パブリックコメント									■		
地域公共交通会議	■						■		■		■